

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0605)

第2回 栃木県最低賃金専門部会

令和6年8月2日 一部公開

開催日時	令和6年8月2日(金)	13時30分～15時30分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和6年度栃木地方最低賃金審議会第2回栃木県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の藤井委員、労働者代表委員の津村委員、使用者代表委員の時庭委員の3名が欠席のため、委員定数9名中6名の出席があり、最低賃金審議会令第6条第6項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とし、公告の結果2名の傍聴申込みがあり、1名が欠席のため1名が傍聴することを報告。</p> <p>それでは、ここからの議事につきましては、部会長より進行をよろしくお願いいたします。</p>
杉田部会長	<p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p>

	<p>本日の専門部会におきましても、公労使三者が集まって議論する部分については公開とし、三者が集まる場面であっても採決がある場合には、その部分は非公開といたします。</p> <p>傍聴の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するとともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>まず、議題（１）「栃木県最低賃金の金額改定について」です。</p> <p>まず、他局の結審情報がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の本省からの情報によりますと、大阪局が、昨日、全会一致 50 円で結審しており、Bランクの静岡局では、使用者反対で 50 円で結審しているという情報がありました。</p> <p>以上になります。</p>
杉田部会長	<p>ただ今の事務局の説明に関して、質問等がありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>特に質問等がないようであれば、最初に第 1 回専門部会の審議状況を確認したいと思います。</p> <p>前回の専門部会におきましては、労働者代表委員からは、終了時点で 59 円、使用者代表からは終了時点で 46 円という主張がありました。</p> <p>労使それぞれの主張には隔たりがあり、前回は、本日の専門部会に向けてさらなる御検討をお願いし終了となりました。</p> <p>本日は、前回同様、公労協議・公使協議を繰り返しながら、お互いの主張にも真摯に耳を傾けつつ、この隔たりを詰めていきたいと思いますが、審議に入る前に、この場で御意見等があればお伺いしますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 特になし —</p>
杉田部会長	<p>特にないようであれば、これより金額審議に入ります。</p> <p>協議は、公労使それぞれの協議室にて行い、公労協議・公使協議は、公益協議室にて協議を行います。</p> <p>以後しばらくの間は、「三者が揃って協議する場面」ではありませんので「非公開」とします。</p> <p>なお、本日の協議の最後に、各委員にはこの会場に再度御参集いただき、本日の協議内容の確認及び本日時点でのまとめを行うこととしますが、その場面は「三者が揃って協議する場面」ですので、そこからは再度「公開」といたします。</p> <p>傍聴人の方々におかれましては、事情を御理解の上、再度三者が揃</p>

	<p>う場面までお待ちいただければと思います。</p> <p>ただし、短期間での集中した審議ですので、本日の公労・公使協議が何時頃までかかるといったようなことは、現時点では全くわかりません。その点について御理解いただき、お待ちになるのであれば、それを了承いただいたうえで、お待ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>では、労働者代表委員、使用者代表委員の順で個別に御意見を伺いたいと思いますが、労働者代表委員は協議の時間は必要でしょうか。</p>
労働者委員	<p>打合せをしてきたので、すぐ大丈夫です。</p>
杉田部会長	<p>わかりました。</p> <p>それでは、いったんそれぞれの協議室に入っただき、最初に公労協議を行い、その後公使協議を行いたいと思います。</p> <p>事務局は、公労使委員をそれぞれ協議室へ御案内してください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 公労使代表委員 会議室へ移動 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p>
杉田部会長	<p>それでは審議を再開しますが、ここからは「公労使三者が揃って協議する場面」になりますので、議事は「公開」といたします。</p> <p>本日は、労使それぞれの代表委員と個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に隔たりがあり、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議をしたいと思いません。よろしいでしょうか。</p>

各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	それでは、事務局より本日の労使双方の主張の確認をお願いします。
事務局	本日の審議終了時点では、労働者側からは 52 円の引上げ提示があり 使用者側からは 48 円の引上げ提示がありました。 以上です。
杉田部会長	ただいまの事務局の報告でよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	それでは、本日の審議はここまでといたします。 次回の審議においては、労使それぞれの代表委員の間で一致点を見 出し、結審することを目指したいと考えておりますので、次回までに 更なる御検討をよろしく申し上げます。 次回の第 3 回専門部会を最終日としたいと考えており、8 月 5 日 (月) 午後 1 時 30 分から、ここ 5 階大会議室において開催いたしま す。 また、この日は、午後 4 時から第 3 回最低賃金審議会本審が予定さ れておりますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、次の議題の (2) その他ですが、委員の皆様、何かござ いますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田部会長	特に無いようですので、以上で本日の専門部会は全て終了となりま す。 本日の議事につきましては、運営規程第 8 条第 1 項の規定により議 事録を作成することになります。また、議事録については、同条第 2 項ただし書の規定により議事録の一部を公開とし、第 3 項の規定によ る議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思っておりますが、よろし いでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員 のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田部会長	それでは、労働者代表鈴木徹也委員、使用者代表鈴木健治委員にお

願います。

以上を持ちまして、第2回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。

長時間にわたり、お疲れさまでした。